二　（略）

（削る）

イ　（略）

(1)　長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の航路及び水島港港内航路（港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）別表第二に掲げる水島港港内航路をいう。）入航予定時刻、船名、総トン数等

(2)　水島航路における管制信号（規則第八条第二項の表に掲げる信号をいう。）及び水島港港内航路における港内信号（港則法施行規則別表第四に定める信号をいう。）の現状及び予告

(3)　航路における船舶の交通の制限の状況及び水島港港内航路における船舶の交通の制限又は禁止の状況

（削る）

(4)　（略）

（削る）

(5)　（略）

（削る）

(6)　備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

(7)　備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(8)　航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(9)　青ノ山における風向、風速及び気圧並びに六島、下津井及び地蔵埼における風向及び風速

(10)　（略）

（削る）

（削る）

(11)　備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

(12)　その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　（略）

(1)　イ(1)、(2)、(5)及び(9)を除く。）に掲げる事項

（削る）

(2)　（略）

三　（略）

2・3　（略）

二　（略）

イ　ＭＦ無線電話による場合

ロ　（略）

(1)　イに掲げる事項

（新設）

(2)　航路における船舶の交通の制限の状況

(3)　水島港港内航路における船舶の交通の制限又は禁止の状況

(4)　（略）

(5)　航路及びその付近の海域における漁ろうに従事している船舶の集中の状況

(6)　（略）

(7)　備讃海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況

（新設）

（新設）

（新設）

(8)　（略）

(9)　備讃海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況

(10)　備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況

（新設）

ハ　（新設）

(1)　（略）

イ(4)に掲げる事項

(2)　ロ（(1)及び(6)を除く。）に掲げる事項

(3)　（略）

三　（略）

2・3　（略）